



金沢市公報

号外第5号の8

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	
○職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	()	2
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ()	2	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	3

規 則

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第14号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第9条第1項において」を「第8条の2第1項に規定する勤務日等をいう。以下」に改める。

第6条第1項第2号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第8条の2の2中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条を第8条の2の3とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の2の2 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第16条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第16条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第16条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)及び給与条例第16条第2項に規定する時間外勤務手当を支給される勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条第1項(同条例第19条において準用する場合を含む。)若しくは第21条第1項の規定により読み替えられた給与条例第16条第1項ただし書又は給与条例第16条第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第16条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間

数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

- 4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第8条の3中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改める。

第8条の4第1項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条第4号中「第8条の2の2各号」を「第8条の2の3各号」に改め、同条第2項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改める。

第8条の5、第8条の6第1項から第3項までの規定及び第5項、第8条の7第1項及び第2項並びに第8条の8中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改める。

第9条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改め、同条第2項中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第13条第3項中「週休日」の次に「、条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 社団法人石川県金沢食肉公社 」 を 「 社団法人石川県金沢食肉公社
公立大学法人金沢美術工芸大学 」 に改める。

別表第2中 「 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 」 を 「 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
財団法人地域創造
財団法人全国市町村研修財団 」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第16号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

歴史建造物整備課 用水・惣構掘保全室	作業服（上）	1		を
-----------------------	--------	---	--	---

歴史建造物整備課 用水・惣構掘保全室	作業服（上）	1		に、
町家保全活用室	作業服（上）	1		
	作業服（下）	2		

「ものづくり政策課」を「ものづくり産業支援課」に改め、同第2項の表環境政策課の項の

次に次のように加える。

温暖化対策室	作業服（上、下）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表中「道路建設
無電柱化推進室」を「道路建設
無電柱化推進室
がけ地対策室」に改め、同第2

項の表各課及び出先機関共通の項を削る。

別表第2第2項の表作業服（下）の項及び作業服（夏）（下）の項中「無電柱化推進室」の次に「、がけ地対策室」を加え、同第2項の表防寒衣の項及び安全靴の項中「ものづくり政策課」を「ものづくり産業支援課」に改める。

別表第5第2項の表共通の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第17号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「この条において「」を「（祝日法による）」に、「（休日）」を「（祝日法による休日）」に改める。

第7条の2第1項中「応じて当該各号」を「応じ、当該各号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第16条第2項」の次に「及び第4項」を加え、「応じて、それぞれ当該各号」を「応じ、当該各号」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 条例第16条第4項の市長が定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（条例第3条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した月にお

いてその期間の全部を服務等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（服務等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この項及び次項において同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を服務等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（職員の服務等に関する条例施行規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との均衡を考慮して市長が定める日

6 条例第17条の規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等（服務等条例第8条の2第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）（当該勤務日等が条例第15条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は服務等条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を得たときは、その日とする。

第8条第1項中「時間外勤務手当等」を「時間外勤務手当等」に、「その月分の」を「その月分を」に改め、同条第2項中「この規則」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が服務等条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「服務等条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第13条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第3項中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第13条の3第2項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）」を「祝日法による休日」に改める。

別表第2 市長の事務部局の項及び教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 卸売市場長 防災管理監 保健所長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長	1種
	部長（農林部長、健康推進部長及び土木部長を除く。） 東京事務所長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 会計課長 その他 の担当部長	2種

	課長(会計課長を除く。) 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 消費生活センター所長 生活衛生室長 近江町交流プラザ館長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 東部クリーンセンター所長 無電柱化推進室長 道路等管理事務所長 市立病院事務局次長 市立病院中央診療部副部長	3種
	新幹線開業対策室長 調査統計室長 用水・惣構堀保全室長 検査員室長 まちなかビジネス振興室長 女性相談支援室長 市民センター所長 ねんりんピック推進室長 矢木保育所長 食品安全対策室長 温暖化対策室長 戸室新保理立場長 埋立場建設事務所長 西部クリーンセンター所長 駅周辺整備室長 設計技術管理室長 がけ地対策室長 生活道路室長 建物安全対策室長 違反建築対策室長 市立病院事務局医事室長 市立病院中央診療部薬剤室長 市立病院中央診療部臨床検査室副室長 市立病院中央診療部放射線室副室長 市立病院看護部担当部長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種
教育委員会の事務部局	市立工業高等学校長	1種
	教育次長 部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校事務局長 図書館長 泉野図書館副館長 玉川こども図書館副館長	3種
	市立工業高等学校副校長	4種
	金沢西部図書館開設準備室長 市立工業高等学校教頭 中央公民館長 主席指導主事 主席管理主事 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2 監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	事務局長	2種
	事務局次長	3種

別表第2の2 行政職給料表の表7級の項を次のように改める。

7級	2種	77,400円
	3種	66,400円
	5種	55,300円

別表第2の2 医療職給料表(1)の表4級の項を次のように改める。

4級	1種	110,100円(市立病院長にあっては、137,700円)
----	----	-------------------------------

第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第10条関係)

時間外勤務手当等整理簿

(課所名)

年 月 分	勤務の区分											支 出 会 計	支 出 会 計	会 計		
	時間外勤務						勤務の区分			支給を要しない時間外勤務	夜勤				計	時間外勤務従事者数
	125 100 の分	135 100 の分	150 100 の分	160 100 の分	175 100 の分	25 100 の分	50 100 の分	小計	休日勤務							
区 分																
手 当 算 出 額																
実 働 時 間 数																
備 考																

年 月 分の時間外勤務手当等について上記のとおり整理簿を提出します。

年 月 日

所屬長氏名

㊟

備考 この整理簿は、時間外勤務等命令簿とともに提出すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)